

転入・転出をお考えの方

本校に転入する際の手続きについて

①事前に、常盤中学校に転入する旨を、本校までご連絡ください。(048-831-3189)

【お伝えいただきたい内容】

- ・お子様のお名前
- ・新住所
- ・転入日（登校予定日）
- ・保護者の方の連絡先
- ・現在の学校名と学年
- ・引っ越し予定日
- ・食物アレルギーの有無

※その他、手続きの日時等につきましても、ご相談させていただきます。

②さいたま市役所、または浦和区役所で転居の手続きを行い、「就学指定校通知書」をお受け取りください。

③本校にご来校いただき、転入の手続きを行ってください。

【学校にお持ちいただく書類等】

- ・転入前の学校で発行された書類等（「在学証明書」「教科用図書給与証明書」など）
- ・「就学指定校通知書」

※その際「就学指定校」が「常盤中学校」と記載されているか必ずご確認ください。

本校から転出する場合の手続きについて

①担任を通じて、常盤中学校から転出する旨をご連絡ください。その後、転出手続きに関する書類をお渡ししますので、必要事項を記入し、学校までご提出ください。

※学校が書類を受け取りましたら、手続きの日程等につきまして、お電話でご相談させていただきます。

②保護者の方から転出先学校にお早目の電話連絡を入れていただき、ご相談いただくと、その後のお手続きがスムーズに進むと思います。

③さいたま市役所、または浦和区役所で転居の手続きを行い、「転出学通知書」をお受け取りください。

④「転出学通知書」を学校へお持ちください。

⑤本校より「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をお渡しします。

※封筒に入れてお渡しします。

⑥転居先市役所にて、転入の手続きをして、「就学指定校通知書」（※自治体により名称は異なります。）の交付を受けます。

⑦転出先学校へ行き、転入の手続きをします。

【転出先学校へお渡しいただく書類】

- ・常盤中学校からお渡しした封筒（「在学証明書」「教科用図書給与証明書」）
- ・転居先市役所で交付された「就学指定校通知書」※自治体によっては、役所から直接学校へ送付される場合がございます。